

第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 9 月 1 8 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上 9 名

欠 席 委 員 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議 事 録 署 名 者 17 西森 偉統・22 中野 たつ子

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 4 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (賃貸借権)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地役権)
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見書
の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第9回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席は24番岡田 勇樹委員の1名で出席委員数は9名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
17番 西森 偉統委員、22番 中野 たつ子委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から8で、件数は8件、合計面積は22,057㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから8ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から10で、件数は10件、合計面積は38,592.05㎡で、その内訳は田が19,796.30㎡、畑が16,698.75㎡、その他が2,097㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

9ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。
番号1 一般個人住宅用地
以上、件数は1件、合計面積は361㎡で、すべて畑でございます。

10ページをお願いします。
報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。
番号1 _____、主たる耕作物 ブロッコリー・アレッタ・トウモロコシ・レタス等、耕作面積 田2.82ha 畑2.13ha 合計4.95ha。
番号2 _____、主たる耕作物 米・麦・大豆・野菜、耕作面積 田155ha 畑10.5ha 合計165.5ha。
以上件数は2件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。
報告案件は以上です。
- 議 長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題

といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、11ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 栗葉、申請地 稲葉町中山____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,792㎡、受人 ____、面積 102,880㎡、渡人 ____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号2、地区 高岡、申請地 一志町高野宗垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 509㎡、受人 ____、面積 15,925㎡、渡人 ____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号3、地区 八幡、申請地 美杉町川上シタガノ____、登記地目・現況地目とも田、面積 449㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号4、地区 下之川、申請地 美杉町下之川鰐垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 171㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号5、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中津____、登記地目・現況地目とも畑、面積 911㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

以上、件数は5件、合計面積は3,832㎡で、その内訳は田が2,241㎡、畑が1,591㎡でございます。
これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
番号1、栗葉、お願いします。

野田委員

7番野田です。9月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名と事務局で見て参りました。場所は____の西200メートルほどのところで、渡人は営農縮小を希望、受人は営農拡大のため農地を取得するものでございます。受人は耕作をしておりますので、問題ないと思います。

議長

2番 高岡、お願いします。

池山委員

14番池山です。9月9日に現地確認しております。譲受人は近所に農地を持っておりますが、勤めて見える方です。何とか拡大していきたいということで、問題

はなかろうということで確認しております。

議 長 3 番 八幡、4 番、5 番下之川、お願いします。

結城委員 1 8 番結城です。

3 番について、9 日に地元推進委員、事務局と現地を確認しました。建物を受入で購入して頂いて、それに付随する当該地を譲り渡したい。受入は耕作をして農地を守っていききたいということです。

下之川 4 番、9 日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方に住んでいるため耕作が困難。譲受人は地元で耕作をしたいということです。

5 番については、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。自分自身は農業をすることができない。近くの受入に家庭菜園をするために譲り渡したいということです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

池山委員 大阪から耕作するのですか。

事 務 局 建物を買っています。家と続いております。空き家バンクと一緒に購入するということですね。

議 長 ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1 2 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。

番号 1、地区 久居、申請地 久居北口町駒走り____、登記地目 畑、現況地目 公衆用道路、面積 1 1 4 m² 外 1 筆、合計面積 1 2 2. 1 4 m²、申請者_____。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

平成元年頃に進入用道路した旨の経過書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 1 件、合計面積は 1 2 2. 1 4 m²で、すべて畑でございます。

	これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 番号1 久居、お願いします。
田口委員	6番田口です。9日に現地を見て参りました。諸戸部会長、野田委員、中野委員と地元推進委員、事務局。道がなかったので寄附したという形になっています。よろしく願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	13ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 大三、申請地 白山町二本木沖広____、登記地目・現況地目とも畑、面積 30㎡、借人 ____、貸人 ____。 この案件につきましては、令和6年7月17日付けにて許可を受けましたが、権利の種類が賃貸借権ではなく、地役権だった為、許可の取消願提出されております。 以上、件数は1件、合計面積は30㎡で、すべて畑でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願い致します。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
中谷委員	16番中谷です。事務局から説明のあったとおり、権利の種類の間違いということで取消願が出ておりますのでよろしくお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。
す。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、
これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したい
と思います。
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(所有権移転)を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
でございます。
番号1、地区 久居、申請地 久居北口町駒走り____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 517㎡ 外1筆、合計面積 1,793㎡、受人 ____、渡
人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、432.3㎡、パネル設置率は、24.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 909㎡ 外4筆、合計面積 2,097.64㎡、受人 ____、渡
人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、1195㎡、パネル設置率は、56.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 462㎡ 外3筆、合計面積 2,341㎡、受人 ____、渡
人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、1231㎡、パネル設置率は、52.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。
番号4、地区 久居、申請地 久居井戸山町東畑____、登記地目 畑、現況
地目 雑種地、面積 175㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

令和3年7月頃に駐車場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、申請地 戸木町城山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,507㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、526㎡、パネル設置率は、34.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、申請地 新家町岸角____、登記地目・現況地目とも田、面積 718㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、366㎡、パネル設置率は、50.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、申請地 久居一色町馬屋敷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 718㎡ 外1筆、合計面積 1,441㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464㎡、パネル設置率は、32.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大井、申請地 一志町井関片山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 562㎡ 外2筆、合計面積 1,075㎡、受人____、渡人____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、35.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大井、申請地 一志町井関片山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 202㎡ 外2筆、合計面積 905㎡、受人____、渡人____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、42.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号10、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬市場____、登記地目・現況地目とも畑、面積 852㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、413㎡、パネル設置率は、48.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬大久保____、登記地目・現況地

目とも畑、面積 1,285㎡ 外1筆、合計面積 1,625㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464㎡、パネル設置率は、28.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬清水____、登記地目・現況地目とも畑、面積 537㎡ 外2筆、合計面積 1,216㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464㎡、パネル設置率は、38.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 川合、申請地 一志町片野南出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 439㎡ 外1筆、合計面積 832㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場、駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 川合、申請地 一志町片野内山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 396㎡ 外1筆、合計面積 805㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、365㎡、パネル設置率は、45.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 高岡、申請地 一志町高野野田____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 217㎡ 外1筆、合計面積 330㎡、受人 _____ 外1名、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号16、地区 多気、申請地 美杉町下多気世古____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 671㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和60年頃に植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は16件、合計面積は18,383.64㎡で、その内訳は田が1,210㎡、畑が17,173.64㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 1 番から 6 番、お願いします。
田口委員	6 番田口です。9 日に現地を見て参りました。諸戸部会長、野田委員、中野委員、 地元推進委員 5 名、事務局と見てまいりました。 1 番は事務局の説明通り問題ないと思います。 2 番と 3 番は場所も同じです。同じく 9 日に諸戸部会長、野田委員、中野委員、 地元推進委員 5 名、事務局と見てまいりました。場所は_____の南です。 4 番は事務局説明通りです。問題ないと思います。 5 番と 6 番は問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	7 番、お願いします。
野田委員	7 番野田です。9 月 9 日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員 4 名、 久居事務局と現地を見て参りました。場所は_____南約 2 0 0 メートルの農地で ございます。渡人は農業が困難ということで現在も荒れた状態になっております。 太陽光もやむを得ないかなと思います。
議 長	8 番から 1 2 番、お願いします。
宮本委員	1 5 番宮本です。9 日に池山委員、推進委員、事務局と現地確認しました。8 番 も 9 番も事務局説明通りです。 1 0 番波瀬は地元推進委員と見て参りました。事務局の説明通りです。 1 1 番、1 2 番は在所中の家が飛び飛びにある間にある畑。両方とも太陽光を付 けるということです。事務局説明通り問題ないと思います。
議 長	1 3 番から 1 5 番、お願いします。
池山委員	1 4 番池山です。9 日に宮本委員、地元推進委員、事務局と現地確認いたしまし た。 1 3 番については_____の直ぐ南側の一面です。駐車場に使うということで、 近隣もこういう使い方が増えています。 1 4 番は_____の直ぐ南東にあたるところです。畑ですが荒れ地になってい て、太陽光にするということです。あまり太陽光のなかった所ですが、これから先、 注視をしていきたい。 1 5 番ですが、一般個人住宅に使うということで、_____の北西側になるとこ ろです。周りは住宅が広がってきています登記は田んぼですが、住宅地の一角にな っておりまして、いずれも問題なかろうと確認しております。
議 長	1 6 番多気、お願いします。
結城委員	1 8 番結城です。9 日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。山林 の近くで獣害があり親父さんが植林をした。売却をしたいということです。始末書

	が提出されておるということですので、問題はなかろうかと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	18ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。 番号1、地区 久居、申請地 久居明神町東横山____、登記地目 原野、現況地目 畑、面積 330㎡ 外3筆、合計面積 1,250㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、526㎡、パネル設置率は、42%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、合計面積は1,250㎡で、すべてその他（原野）でございます。 これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。
田口委員	6番田口です。9日に現地を見て参りました。事務局説明通りでございます。問題ないと思えます。よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>

議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	19ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権）でございます。 番号1、地区 大三、申請地 白山町二本木沖広____、登記地目・現況地目とも畑、面積 30㎡、地役権者 ____、地役権設定者 ____。 これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 家城、申請地 白山町南家城西出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 423㎡、地役権者 ____、地役権設定者 ____ 外1名。 これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は453㎡で、すべて畑でございます。 これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。
中谷委員	16番中谷です。1番ですが13ページの議案第3号にありました案件の関係です。場所は____の東800メートル所です。4月の申請していたものを地役権ということで改めて申請し直すものです。 2番の家城ですが、9月9日に岡田委員、中谷両委員と、地元推進委員と事務局とで見て参りました。場所は____の南約500メートルの所です。4月に太陽光の申請がありました。その通路です。地役権ということで申請が出ておりますので、よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>

議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 6 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 7 号 非農地証明願についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	20 ページをお願いいたします。 議案第 7 号 非農地証明願について、でございます。 番号 1、地区 久居、願出者 _____、対象地 久居明神町八丁山 _____、登記地目 山林、現況地目 宅地、面積 2, 855 m²の内 856 m²。 これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（昭和 36 年撮影）により、対象地に昭和 19 年に住宅を建築し、現在に至ることが確認できます。 番号 2、地区 倭、願出者 _____、対象地 白山町南出縄手 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 188 m²。 これにつきましては、家屋登記全部事項証明書（昭和 57 年建築）により、対象地に昭和 57 年に居宅を建築し、現在に至ることが確認できます。 以上、件数は 2 件、合計面積は 1, 044 m²で、その内訳は畑が 188 m²、その他が 856 m²でございます。 これらの案件につきましては、農地以外の用に供され 20 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 1 番、お願いします。
田口委員	6 番田口です。9 月 9 日に現地を見て参りました。諸戸部会長、野田委員、中野委員、地元推進委員 5 名、事務局と見てまいりました。事務局の説明通り何ら問題ないと思いますので、よろしく願いします。
議 長	2 番、お願いします。
中谷委員	16 番中谷です。9 月 9 日に岡田、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局と見て参りました。場所は野田の _____ から東へ 300 メートルほどの所です。両親が亡くなられて息子さんが継がれましたが、家の場所が畑のままということで非農地証明願を出しております。何ら問題ないかと思っておりますので、よろしく願いします。

議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 7 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 7 号については証明することに決定したいと思います。 次に別冊でお配りしました議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 久居地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で 7, 7 4 0 m²、畑の賃貸借で 3, 4 9 9 m²、契約件数は 3 件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 2 4, 7 2 9 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 1, 9 8 4 m²、契約件数は 1 4 件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 6 2, 0 0 4 m²、畑の賃貸借で 3, 9 8 3 m²、契約件数は 2 3 件でございます。 美杉地区につきましては、該当がありませんでした。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて 9 4, 4 7 3 m²、畑の集積が賃貸借、使用貸借で 9, 4 6 6 m²、合計契約件数は 4 0 件、合計面積は 1 0 3, 9 3 9 m²となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は久居地区 1 件、一志地区 1 3 件、白山地区 2 3 件、美杉地区 0 件で、合計 3 7 件、合計面積は 9 7, 9 4 8 m²でございます。 また、認定農業者への集積率は、件数で 9 2. 5 %、面積で 9 4. 2 %となっております。 続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。 人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。 人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が 2 3 件あります。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による、

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に別冊でお配りしました議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

それでは1ページをお願いします。

件数は2件、合計面積は24,193㎡で、すべて田でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃貸借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第9回第2農地部会を閉会します。

午後2時47分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年9月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____